

部活動規約

部活動担当

1. 部活動とは

- (1) 学年・学級の所属を離れて、共通の興味や関心をもつ生徒によって組織し、活動していくものである。
- (2) 活動可能な人数以上の部員と顧問教師が存在し、職員会議で了承されたものとする。

2. 意義

- (1) 集団の一員としての自覚を高め、物事に主体的に取り組み、実践する力を育てる。【自立】
- (2) 心身の調和を図り、よりよい生活を築こうとする態度を育てる。【創造】
- (3) 他者と協力しながら、自己の責任を果たす態度を育てる。【敬愛】

3. 発足部活動（R6年度は、剣道部の部員募集を行わない）

	部活動名	顧問名	サポート体制
1	野球	荒川 永利	様々な事情で部活動指導ができない日もあるので、全部活動でサポート体制で指導の援助を互いに行う。 ・鍵の受け渡し ・終礼 など
2	サッカー	奥村 萩尾 横山	
3	バレー（女子）	宮崎 中牟田	
4	バスケット（男子）	下川 永留 森永	
5	バスケット（女子）		
6	ソフトテニス（男子）	久原 重松 松永	
7	ソフトテニス（女子）	井原 大額	
8	バドミントン	菊池 日下部	
9	剣道	秋永	
10	吹奏楽	橋口 八尋	
11	美術	阪根 白水	
12	パソコン部	白井 片山	

※ 部員数が部活動発足会までに中体連登録メンバーの規定数に達しない場合、翌年の部員募集を行わない。廃部の方向で進めていく。

4. おもな決まり

(1) 完全下校の時間

前半：3月～10月筑紫区新人大会終了まで	17時30分 部活動終了 17時45分 完全下校
後半：10月筑紫区新人大会終了後～2月まで	17時15分 部活動終了 17時30分 完全下校

※大会やコンクール等の前は、活動時間の延長を別途定める。

(2) 休養日について

- ① 水曜日は、部活動完全休養日とする。（諸会議の実施）
- ② 定時退庁日は、部活動中止とする。（原則第1・第3月曜日）
- ③ 学校閉庁日は、部活動中止とする。
- ④ 土曜日、日曜日の活動については、原則どちらか1日を休養日とする。（ただし、大会等の日程の関係でそうならない場合もありうる。）
- ⑤ 定期考査3日前から部活動中止とする。

(2) 費用

最低限度のものは生徒会費で補う。

(3) 身体状況の連絡

不慮の事故を防ぐために特に心疾患・貧血などについては早めに顧問に連絡する。

(4) ユニフォーム

生徒会費で補うようにするが、場合によっては保護者の了解を得ながら、個人負担で購入するようにする。

5. 生徒の確認事項

(1) 完全下校

- ・戸締まり、消灯等は、使用した部活動で責任をもって行う。
- ・下校当番の部活動は、5分前には正門・裏門の前に整列して下校点検を行う。

※1週間に2度、下校時刻を守れなかった部活動においては、部活動担当と顧問の協議の上、3日間の部活動停止とする。

(2) 部室・教室の使用

- ・各部で責任をもって用具の整理整頓をし、戸締まりを行う。
- ・部室については用具置きと更衣のみに部活動の部活時間のみ使用する。(ジャージ、教材等の置き帰り禁止)
- ・部員数が多い部は、複数の部室を使用することもある。顧問者会議で認められる。

(3) 運動部の活動着については、体育時の服装または北中Tシャツ、ユニフォームを原則とする。

(競技の特性上顧問が必要と判断し、保護者会で承認されれば、練習着や帽子等の購入を認める場合がある。)

(4) 活動前後の買い食いを禁止する。

(5) 約束事が守れない場合には、部活動停止等の処置をとることがある。(愛校作業)

その際、顧問・生徒指導主事・部活動担当で判断し、期間などを伝える。(原則3日間とする。)

(6) 定期考査3日前から部活動中止とする。

(7) 入部は、入部届(毎年4月部活動発足会までに)をクラス担任を通じて提出する。

何らかの事情で退部する場合は、保護者、担任承諾の上、退部届けを顧問に提出する。

(8) 活動場所の環境整備や道具の管理を徹底して行う。活動場所以外での活動は認めない。また他部の活動に無断で参加したり邪魔したりすることは道具や用具の紛失、破損等につながるため認めない。

また、そのようなことがあった場合はすみやかに顧問の先生に報告すること。

(9) 部室の鍵は、部長もしくは副部長が職員室に取りにきて、活動中は必ず部室は施錠すること。

また、活動中の鍵の管理および返却は部長、副部長が責任をもって行う。

(10) 体育館、武道場等の鍵は部室の鍵と同様、部長、副部長が職員室に取りにきて確実に管理、返却を行う。